

# グリーンコープに対する福島民友新聞社の一連の報道について、誠実な対応がなかったため、グリーンコープは社会的に必要な措置を講じることにしました

共生の時代号外383号（2017年11月13日付）では、福島民友新聞社の意図的な誤報（故意）に対するグリーンコープの見解（2017年10月25日送付文書）を報告していました。

その後、11月14日に福島民友新聞社より回答が届きました。その内容は、「誤報」には当たらないので「報道の訂正」や「反論の機会の提供」には応じないというものでした。受けて、11月22日に再度、グリーンコープから、懇切に経緯を記したうえで、「社会の公器」としての新聞報道というものに照らして誠実な文書による応答を求めました。

しかし、12月12日に再度届いた回答も変わりはありませんでした。再三に亘る文書のやり取りを行っても、福島民友新聞社からの微塵の誠意も謝意もない回答に対して、12月20日の共同体理事会で、傷つけられた私たち・グリーンコープの名誉と良心を救済するために、適切な時期に福島民友新聞社に対して社会的に必要な措置を講じるという判断をいたしました。

この決定について記した文書を、12月20日に福島民友新聞社に送付しました。2017年12月20日までの経過と受発信文書について、組合員の皆さんに謹んでご報告いたします。

共生の時代  
みどりの地球を  
みどりのままで  
号外

■発行：グリーンコープ共同体理事会  
■編集：共生の時代・編集部  
■〒812-8561  
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号  
博多大博ビルディング3階  
TEL 092(481)7923  
FAX 092(481)7876  
<http://www.greencoop.or.jp/>

グリーンコープ共同体  
代表理事 熊野千恵美 様

2017年11月14日  
福島民友新聞社  
代表取締役社長 五輪伸介  


貴団体が、2017年10月25日付で弊社に対して「必要な措置を講じる」よう求めた文書について、下記のようにご回答いたします。

記

弊紙記事は、貴団体が発行したカタログ22号において「東日本大震災復興応援企画」と銘打ちながら、震災被害が大きい東北沿岸の岩手、宮城、福島の3県のうち、福島県産品のみが含まれていなかつた事実を報じたものです。

上述した通り、東日本大震災では岩手、宮城、福島の3県の被害が大きく、特に福島県は震災被害に加え、東京電力福島第一原発事故に伴う放射能汚染の風評被害に苦しんでおり、原発事故からの復興に特化した福島復興再生特別措置法に基づき、国を挙げた風評の払拭が求められているのも周知の通りです。

復興庁設置法に基づき、地方機関の復興局が、岩手、宮城、福島の3県に置かれたことからも分かるように、国の復興政策でこの被災3県の復興の進展が求められているのは、誰もが認識しているところです。そして、さまざまな誤解に基づく風評が国内外に根強く残るなかで、そのまま固定されることは決して避けなければならないとの思いは、今や福島県全体の切実なる願いとなっています。

ですから、「東日本大震災復興応援企画」と銘打ったカタログに、最も深刻な風評被害を受けている福島県産品が入っていないければ、「なぜ」一との疑問を抱き、「せめて平等な取り扱いを」と望み、福島県が外れていたことを非常に残念に思う福島県民は少なくありません。貴団体は、昨年のカタログでも「東日本大震災復興応援」と銘打ちながら、福島県産品を記載しなかった経緯があり、今回のカタログ22号の記載についても、風評対策に全力で当たってきた農業者をはじめ生産者や流通関係者、また県内業者の紹介を貴団体に提案した福島県の県産品振興戦略課など関係機関の落胆は大きなものがありました。

弊紙は一貫して風評払拭の必要を報じ、表面化した問題点については一つ一つ声を上げて指摘していくことが福島県民のためになると考えています。今回のカタログ22号に関する記事は、貴団体の復興応援の取り組みを否定したものではなく、「東日本大震災復興応援企画」というながら東北被災3県のうち福島県産品だけが外されている事実を取り上げたものです。貴

団体が文書で主張されるような「誤報」には当たらないと考えます。したがいまして、ご請求・ご要請の「報道の訂正」や、誤報や名譽毀損を前提とした「反論の機会の提供」には応じかねます。

福島県が直面する「険しい現実」は、依然として続いている。

重ねて申し上げます。福島県は震災自体の被害に加えて、東京電力福島第一原発事故の重荷を背負っており、東日本大震災の被災地の中で復興が最も遅れています。

貴団体も2017年10月25日付文書の17ページで言及されたように、福島県には「まだ復興には道のりが険しい現実」があるのは、その通りです。コメの全袋検査など福島県産の農産物は放射線に対する厳しいチェックが続けられていますが、生産者の苦悩は依然として拭えず、原発事故の被害者である福島県民や福島県産品が不当に差別される「風評被害」という難題の解決に向け、福島県を挙げた取り組みが進められているところです。

弊紙としましては、今後も風評の払拭に向けた報道に努めていく所存です。何とぞご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上



ば、私たち・グリーンコープが、2016年「冬のおくりもの」と2017年「夏のおくりもの」のカタログで

西村）掲載しています。  
シラサカ記者）今年はこれから掲載がありますか。  
西村）あります。回答した商品すべて、今年も取り扱い  
ます。

説は以下のように構成されています

●グリーンコープ連合（本部・福岡市、組合員40万世帯が展開する東日本大震災の復興応援企画で、被災3県のうち本県の商品が除外されていることが分かった。

援を開始できることになりました。グリーンコーチapseは2014年1月以降、支援をとおして、福島県の人々と出会い、その出会いの中から、「若桃の甘露煮」・「にんじんを使つたトロット煮詰めた甘さ控えめお野菜ジャム」・「ひまわり油みんなの手」の3品目を取扱商品として新規に配置することができ、取

届けた「文書回答」を読んだシラサカ記者は、西村に電話をしてきて、「22号と書かれていますが、これは何ですか」と尋ねています。つまり、御社は「カタログ22号」の「22号」の意味さえ知らずに、記事を書いています。西村）つまり、御社は9月24日、「グリーンコープ（本部・福岡）と名指して「復興応援なのに、今年も本県外し」をタイトルとする記事を掲載していますが、御社は「カタログ22号」の「22号」の意味さえ知らずに、また、グリーンコープが福島県産の「若桃の甘露煮」・「にんじんを使つたトロつと煮詰めた甘さ控えめお野菜ジャム」・「ひまわり油みんなの手」を新規に取り扱っている事実も知らずに、こうした記事を掲載しているのです。つまり、御社は、グリーンコープが「カタログ22号」でたまたま、こうした商品を取り扱つていなかつた事実を「今年も本県外し」と「報じ」たのです。

(5)私たちは、率直に申して、「報道・論評の完全な自由を有する」新聞社において、これほど杜撰な手続きに基づき、特定の他者に「社会的制裁」を科すことを許してい る新聞社は、御社、つまり、福島民友新聞社だけなので はないのか、と思います。

## 二、私たちの「文書回答」を読んだ後の御社の振る舞いについて

(1)繰り返しになりますが、私たちは約束どおりに、9月27日午後7時ごろ、シラサカ記者からの質問に対する「文書回答」をファックスで御社にお届けしました。

(2)すると、御社のシラサカ記者は慌ててグリーンコープに電話をしてきて、同(27)日の午後8時ごろ、グリーンコープ連合専務理事の西村と以下のような応答をしてい ます。「10月25日付小信」にも記載していますが、再掲載します。

シラサカ記者) 22号と書かれていますが、これは何ですか。

西村) 每週カタログを組合員に配布します。3月末より1号として配布し、22週目に配布すると22号になります。今回ホームページに掲載しているカタログが22号です。

シラサカ記者) 22号では、ご返事いただいている商品は掲載されなかつたのですね。

西村) ご返事のとおりです。すべての商品を毎週載せることができませんので、年間計画を立てて、掲載しています。

シラサカ記者) 「年何回」と書かれていますが、これま

補足しますと、シラサカ記者がいう「22号では、掲載されたなかつた」「ご返事いただいている商品」とは、「月27日にお届けした『文書回答』の中で、「若桃の甘露煮」（年2回企画、22号企画なし）・「にんじんを使ったトロ

めお野菜ジャム」・「ひまわり油みんなの手」の3品  
目が新規に、カタログに掲載され、取り扱われてき  
ています。しかも、御社のシラサカ記者とタカハシ  
編集委員はこの事実を知っています。

●「もう必要」があります。

5) 私たちは、率直に申して、「報道・論評の完全な自由を  
り油みんなの手」を新規に取り扱っている事実も知らず  
に、こうした記事を掲載しているのです。つまり、御社は、  
グリーンコープが「カタログ22号」でたまたま、こうし  
た商品を取り扱っていなかつた事実を「今年も本県外し」と「報じ」たのです。

さらに、シラサカ記者は「今年はこれから掲載があり  
桃の甘露煮」・「にんじんを使ったトロつと煮詰めた甘さ  
控えめお野菜ジャム」・「ひまわり油みんなの手」がこれ  
までカタログに掲載され、取り扱われてきたということ  
しかし、22号ではたまたま取り扱われていなかつた、とい  
うことをここで間違なく承知しています。

有する」新聞社において、これほど杜撰な手続きに基づき、特定の他者に「社会的制裁」を科すことを許してい  
る新聞社は、御社、つまり、福島民友新聞社だけなので  
はないのか、と思います。

私たちの一文書回答を読んだ後の御社の振る舞いに

私たちの「文書回答」を読んだ後の御社の振る舞いについて

(1) 繰り返しになりますが、私たちは約束どおりに、9月27日午後7時ごろ、シラサカ記者からの質問に対する「文書回答」をファックスで御社にお届けしました。

(2) すると、御社のシラサカ記者は慌ててグリーンコープに電話をしてきて、同(27)日の午後8時ごろ、グリーンコープ連合専務理事の西村と以下のような応答をしています。「10月25日付小信」にも記載していますが、再掲載します。

西村) 毎週カタログを組合員に配布します。3月末より

1号として配布し、22週目に配布すると22号になります。今回ホームページに掲載しているカタログが22号です。

西村）ご返事のとおりです。すべての商品を毎週載せる  
ことができますので、年間計画を立てて、掲載  
しています。

(3)にもかかわらず、御社は「私たちの『文書回答』を受けて、9月28日、「福島県商品、早期拡充なし」をタイトルとして、グリーンコーポを引き続き、名指しで非難する道を選択しました。つまり、御社は、22号でたまたま福島県産の商品を取り扱つていなかつただけのグリーンコーポを、いわれもなく「福島県の差別者」とばかりに9月24日に非難報道した事實を反省し、改めるのでなく、「毒を食らわば皿までも」とばかりに、名指しで非難し続ける道を選択したのです。

(4)御社はさらに、9月29日、「グリーンコーポに抗議 呈

● 「福島県産の米が安全でない」といふことは、全く事実ではありません。当時、グリーンコープが取り扱っていた福島県産の商品は、化粧品2号目と福島県会津地方の米しかなかつたため、ギフト企画としては取り扱えなかつただけのことです。除外したわけでは決してありません。

● 応援という行為は善意の意志に基づく自発的なものであり、本県を応援するかどうかについてとやかく言ふつもりはない。しかし、除外の背景に東京電力福島第一原発事故に伴う県産品への誤解と偏見があるとすれば遺憾であり、その認識は正してもらう必要がある。

また、御社は「復興応援企画」として、「県産品応援フェア」を高く評価しておられるようですが、私たちには「復興応援企画」として、一回的な「県産品応援フェア」をしようという意思はほとんどありません。何故なら、「復興応援企画」は一回的であるからです。つまり、その場限りだからです。ですから、私たちは長い付き合いができるように、「人のつながり」の中で商品を産み出し、育てていきたいのです。そして、グリーンコープがそうして

いうまでもなく、私たちは御社からとやかく  
福島県を応援するつもりはありません。私たち  
はしかし、そこに被災者がいる限り、これまでも  
これからも、被災者への支援を続けていくつもりで  
す。

具体的には、グリーンコーポは、国道6号線が「通  
行止め」になっていたため、震災が発生した201  
1年3月から3年弱、グリーンコーポが直接、福島

本県は農林水産物の放射性物質検査を実施しており、市場には国の基準を下回つたものだけが流通している。このうちコメは全量全袋検査を行つており、ほぼすべてが放射性物質を検出できない「検出限界未満」だつたことをあらためて強調しておきたい。

